

浜松市難病患者等介護家族リフレッシュ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅で人工呼吸器を使用している若しくは気管切開で頻回に吸引を必要とする又は学校への登下校時及び在校時に医療的ケアを必要とし介護者が付き添っている特定疾患患者、指定難病患者、小児慢性特定疾病患者及び重症心身障害児(者)に対して、居宅又は学校への訪問看護を実施するための費用の一部を助成し、介護に従事している患者家族の介護負担の軽減を図ることを目的とする。

1 在宅支援事業

(定義)

第2条 この要綱において、「滞在型訪問看護」とは、患者一人当たり訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用を算定する訪問看護を2時間実施した後、引き続き同内容で2時間から6時間滞在するものであって、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)に規定する「在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護指示書及び訪問看護計画書により、保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪問させて行う看護又は療養上必要な指導」
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条の2第1項、船員保険法(昭和14年法律第73号)第49条第2項、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)第56条の2第1項又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第58条の2第1項、高齢者の医療確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第1項に規定する「指定訪問看護」
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条第4項に規定する「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」

(対象者)

第3条 事業の対象者は本市に居住する者で、次の各号のいずれかの疾患等を主たる原因とし、在宅で人工呼吸器を使用している若しくは気管切開で頻回に吸引を必要とする者のうち、医師の指示により訪問看護が必要であると認められる者(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱第10に規定する特定疾患医療受給者証の交付を受けている者(以下「特定疾患患者」という。)
- (2) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者(以下「指定難病患者」という。)

(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2に規定する小児慢性特定疾病にかかっていることにより浜松市小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者(以下「小児慢性特定疾病患者」という。)

(4) 身体障害者手帳1級又は2級を所持、若しくは療育手帳Aを所持又は同程度と判断できる診断書等を提出できる重症心身障害児又は重症心身障害者

(実施方法)

第4条 滞在型訪問看護は、主治医の訪問看護指示書に基づき実施するものとする。

2 市長は、この事業による訪問看護を実施することに適当な訪問看護ステーション(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が当該指定に係る指定訪問看護事業又は訪問看護を行う事業所をいう。)又は訪問看護を行うその他の医療機関等(以下「委託事業者」という。)に委託して実施するものとする。

3 訪問看護は、対象者1人当たり、年(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)24回を上限とし、市長が決定する回数を限度とする。

(利用の申請)

第5条 滞在型訪問看護を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は難病患者等介護家族リフレッシュ事業(在宅支援事業)利用申請(変更申請)書(第1号様式)を、市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、できる限り速やかに滞在型訪問看護の要否を決定するものとする。この場合において、市長は、対象者の身体その他の状況及びその置かれている環境等を十分に検討した上で決定するものとする。

2 市長は、前項の要否の決定を行った場合において、滞在型訪問看護を決定したときは難病患者等介護家族リフレッシュ事業(在宅支援事業)利用決定通知書(第2号様式)、却下決定をしたときは難病患者等介護家族リフレッシュ事業(在宅支援事業)申請却下通知書(第3号様式)により通知するものとする。

3 市長は、決定を受けた申請者及び申請者の世帯の状況等を定期的に検討し、滞在型訪問看護の要否についての見直しを行うものとする。

(変更等の届出)

第7条 申請者は、第5条に規定する難病患者等介護家族リフレッシュ事業(在宅支援事業)利用申請(変更申請)書(第1号様式)の記載事項に変更を生じたときは、変更内容を記載した難病患者等介護家族リフレッシュ事業(在宅支援事業)利用申請(変更申請)書(第1号様式)を、また滞在型訪問看護を必要としなくなったときは、難病患者等介護家族リフレッシュ事業(在宅支援事業・就学支援事業)利用停止届(第8号様式)(以下「利用停止届」という。)を速やかに市長に提出しなければならない。

(訪問看護の取消)

第8条 市長は、申請者から前条の利用停止届の提出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当するときは、滞在型訪問看護の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 対象者が、入院その他の事由により居宅以外の場所で生活すること等により、事業の利用が困難と市長が認めるとき。

(費用の負担)

第9条 市は、別表1に定める滞在型訪問看護に係る費用の基準額のうち、別表2に定める利用者負担額を減じた額を委託事業者へ支払うものとする。

2 滞在型訪問看護を受けた者は、別表2に定める利用者負担額を委託事業者に直接支払うものとする。

2 就学支援事業

(定義)

第10条 この要綱において「医療的ケア」とは、次の各号について対象者の就学する小学校、中学校又は義務教育段階の特別支援学校(以下「就学校」という。)が認め、委託事業者により患者家族の代わりに行われる、疾患や障害に伴う生命の維持又は健康状態の維持若しくは改善のため日常的に必要な医療的な生活援助行為のうち、医師の指示に基づき、次の各号に規定するものをいう。ただし、就学校職員等が対応しているものは除く。

(1) 在校時における医療的ケア

対象者が就学校での在校時(部活動・学校敷地外での活動は除く)に必要な医療的ケアをいい、事業の対象となる実施時間は1回あたり1時間から6時間の範囲内とする。

(2) 登下校時における医療的ケア

対象者が就学校への登下校時に必要となる医療的ケアを、委託事業者が福祉タクシー等を利用し実施するものをいう。登下校時における医療的ケアを利用する場合の事業の対象となる実施時間は、同条第1号の規定に係らず、1回あたり1時間から7時間までとする。ただし、同日に在校時における医療的ケアを利用しない者はこれを利用できない。

(対象者)

第11条 事業の対象者は本市に居住する者で、次の各号のいずれかの疾患等を主たる原因とし、就学校への登下校時及び在校時に医療的ケアを必要とし、保護者が付き添い就学校に通学している児童生徒とする。

(1) 特定疾患患者

(2) 指定難病患者

(3) 小児慢性特定疾病患者

(4) 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持、若しくは療育手帳 A を所持又は同程度と判断できる診断書等を提出できる重症心身障害児

(実施方法)

第 1 2 条 対象者の就学校への訪問看護は、主治医の難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）指示書（第 4 号様式）（以下「指示書」という。）に基づき実施するものとする。

2 市長は、この事業による訪問看護を実施することに適当な委託事業者に委託して実施するものとする。

3 訪問看護は、対象者 1 人当たり、年（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）4 8 回を上限とし、市長が決定する回数を限度とする。ただし、登下校時及び在校時を含め、同日中に実施された医療的ケアは 1 回の実施とする。

(利用の申請)

第 1 3 条 就学校における訪問看護を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該学校長と委託事業者と協議調整し、実施について合意が得られた後に、難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）利用申請（変更申請）書（第 5 号様式）を、市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第 1 4 条 市長は、前条の申請があった場合は、できる限り速やかに訪問看護の要否を決定するものとする。この場合において、市長は、対象者の身体その他の状況及びその置かれている環境等を十分に検討するとともに、委託事業者、主治医及び学校長に事業実施の可否等について確認した上で決定するものとする。

2 市長は、前項の要否の決定を行った場合において、訪問看護を決定したときは難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）利用決定通知書（第 6 号様式）、却下決定をしたときは難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）申請却下通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

3 市長は、決定を受けた申請者及び申請者の世帯の状況等を定期的に検討し、訪問看護の要否についての見直しを行うものとする。

(医師による指示書)

第 1 5 条 難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）利用決定通知書（第 6 号様式）を受けた申請者は、対象者の主治医に指示書の作成を依頼するものとする。ただし、この指示書の有効期限は 6 ヶ月以内とする。

2 前項の指示書を受け取った申請者はこの指示書を委託事業者に提出するものとする。

3 市長は対象者の体調その他に変更が生じ、委託事業者に委託する医療的ケアに変更が生じる場合は、申請者に指示書の再提出をさせることができる。

(変更等の届出)

第16条 申請者は、第13条に規定する難病患者等介護家族リフレッシュ事業(就学支援事業)利用申請(変更申請)書(第5号様式)の記載事項に変更を生じたときは、変更内容を記載した難病患者等介護家族リフレッシュ事業(就学支援事業)利用申請(変更申請)書(第5号様式)を、また医療的ケアを必要としなくなったときは、難病患者等介護家族リフレッシュ事業(在宅支援事業・就学支援事業)利用停止届(第8号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(訪問看護の取消)

第17条 市長は、申請者から前条の利用停止届の提出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当するときは、訪問看護の決定を取り消すことができる。

(1) 第11条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 対象者が、入院その他の事由により居宅以外の場所で生活する場合や就学校での実施状況等により、事業の利用が困難と市長が認めるとき。

(費用の負担)

第18条 市は、別表3に定める就学校への訪問看護に係る費用の基準額のうち、別表4に定める利用者負担額を減じた額を委託事業者へ支払うものとする。ただし、登下校時のタクシー利用基準額については、利用する福祉タクシー等の費用が別表3の基準額を超えない場合、実際に係る費用から利用者負担額(実際に係る費用の1割)を減じた額とする。

2 就学校への訪問看護を受けた者は、別表4に定める利用者負担額を委託事業者に直接支払うものとする。ただし、登下校時のタクシー利用者負担額については、利用する福祉タクシー等の費用が別表3の基準額を超えない場合、実際に係る費用の1割とする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

2 雄踏町の編入の日前に、雄踏町難病患者介護家族リフレッシュ事業実施要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に深夜帯訪問看護（午後 9 時から午前 7 時までの 6 時間から 8 時間の滞在）を利用している者は、当分の間、改正前の要綱による深夜帯訪問看護の規定を適用するものとする。ただし、年間利用回数の上限については、改正前の要綱第 4 条の 3 に定める規定を適用しないものとし、年間利用上限を 24 回とする。

なお、この経過措置に基づく深夜帯訪問看護の利用にあたっては、本事業の深夜帯訪問看護実施の前に訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用を算定する訪問看護を 2 時間実施することを要しない。

- 3 上記の利用に係る深夜帯訪問看護利用者負担額は、当分の間下記の表のとおりとする。

利用時間	6 時間	7 時間	8 時間
利用者負担額	3,720 円	4,320 円	4,920 円

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第9条第1項関係)

利用時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間
滞在型訪問看護基準額	13,280円	18,480円	23,680円	28,880円	34,080円

別表2 (第9条第2項関係)

利用時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間
利用者負担額	1,330円	1,850円	2,370円	2,890円	3,410円

別表3 (第18条第1項関係)

利用時間	就学校での訪問看護基準額	登下校時のタクシー利用基準額
1時間	5,200円	4,000円
2時間	10,400円	
3時間	15,600円	
4時間	20,800円	
5時間	26,000円	
6時間	31,200円	
7時間*登下校時利用のみ利用可	36,400円	

別表4 (第18条第2項関係)

利用時間	利用者負担額	登下校時のタクシー利用者負担額
1時間	520円	400円
2時間	1,040円	
3時間	1,560円	
4時間	2,080円	
5時間	2,600円	
6時間	3,120円	
7時間*登下校時利用のみ利用可	3,640円	

第1号様式（第5・7条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住所
氏名 印
対象者との続柄
電話番号

難病患者等介護家族リフレッシュ事業（在宅支援事業）
利用申請（変更申請）書

下記のとおり、年度難病患者等介護家族リフレッシュ事業（在宅支援事業）による訪問看護の利用を申請します。なお、浜松市が主治医や訪問看護委託事業者から事業に必要な対象者の情報を得ることを了承します。

記

対象者	住所 氏名						(男・女)
	生年月日	年	月	日生	年齢	歳	
区分 (該当に○)	1. 特定疾患患者 2. 指定難病患者 3. 小児慢性特定疾病患者 4. 重症心身障害児(者)						
病名等							
時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間		
利用見込み回数							
必要とする状況							
気管切開による吸引の有無		有 ・ 無					
人工呼吸器装着の有無		有 ・ 無					
主治医	氏名又は 名称						
	所在地						
訪問看護 委託事業者	名称						
	所在地						
利用希望日(開始日)		年	月	日			

様

浜松市長

印

難病患者等介護家族リフレッシュ事業（在宅支援事業）利用決定通知書

年 月 日付で申請のあった難病患者等介護家族リフレッシュ事業（在宅支援事業）による訪問看護の実施について、下記のとおり決定したので通知します。

記

対象者	住所 氏名	(男・女)			
	生年月日		年齢		
決定内容	期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	時間	時間 / 回			
	回数	回 / 年			
	訪問看護委託事業者	氏名又は名称			
		所在地			
利用者負担額	1回につき 円 (時間の場合)				
備考					

- 注) 1 利用者負担額は、訪問看護委託事業者に直接支払ってください。
 2 浜松市難病患者等介護家族リフレッシュ事業（在宅支援事業）利用申請書の記載事項に変更が生じた場合には変更申請書を提出してください。
 3 対象者に該当しなくなった場合は申し出てください。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

難病患者等介護家族リフレッシュ事業（在宅支援事業）申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった難病患者等介護家族リフレッシュ事業（在宅支援事業）による訪問看護の利用については、下記の理由により認められませんので通知します。

記

第4号様式（第12条関係）

難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）指示書

		有効期間		年	月	日より	年	月	日まで
対象者 氏名		性別		生年 月日			年	月	日生 (年齢 歳)
住所									
病名				訪問先の 就学校名					
現在の 状況	病状・治療 状 態								
	服薬中の薬剤								
就学校での医療的ケアに関する事項（記号に 印）									
ア．人工呼吸器動作確認			イ．たんの吸引			ウ．インシュリン注射			
エ．酸素吸入			オ．導尿			カ．胃ろう			
キ．ネブライザー吸入			ク．経管栄養			ケ．圧迫排尿			
コ．尿道カテーテル									
サ．その他			（ 内容： ）						
就学校での医療的ケアの 日程（曜日・時間等）									
登下校時に医療的ケ アを必要とする理由		要 ・ 不要 （記号に 印。以下「要」の場合のみ）							
		「要」とした理由							
		登下校時の留意事項							
特記すべき留意事項									
緊急時の主治医 の連絡先		夜間・休日							
		平 日							

以上のとおり、医療的ケアの実施を指示します。

年 月 日

医療機関名
医療機関住所
主治医氏名
電話番号

印

委託事業者の長 様

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住所
氏名 印
対象者との続柄
電話番号

難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）
利用申請（変更申請）書

下記のとおり、年度難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）による訪問看護の利用を申請します。なお、浜松市が主治医、訪問看護委託事業者及び就学校から事業に必要な対象者の情報を得ることを了承します。

記

対象者	住所 氏名							(男・女)
	生年月日	年 月 日生			年齢	歳		
区分 (該当に○)	1. 特定疾患患者 2. 指定難病患者 3. 小児慢性特定疾病患者 4. 重症心身障害児(者)							
病名等								
時間	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	
利用見込み回数								
必要とする状況								
登下校時の利用希望	有(回)・無							
就学校での医療的ケアの内容								
主治医	氏名又は名称							
	所在地							
訪問看護 委託事業者	名称							
	所在地							
就学校名	学年	学校 組	就学校の 担当者	氏名：	電話：			
就学校の同意	有・無	訪問看護委託事業者の同意			有・無			
利用希望日(開始日)	年 月 日							

第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）利用決定通知書

年 月 日付で申請のあった難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）による訪問看護の実施について、下記のとおり決定したので通知します。

記

対象者	住所 氏名	(男・女)		
	生年月日		年齢	
就学校名				
決定内容	期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	時間	時間 / 日 (登下校利用: 有・無)		
	回数	回 / 年		
	訪問看護委託事業者	氏名又は名称		
		所在地		
利用者負担額	520 円/時間 (登下校利用時 400 円/回追加)			
備考				

- 注) 1 利用者負担額は、訪問看護委託事業者に直接支払ってください。登下校時に福祉タクシー等の利用がある場合、実費の割が 400 円より少ないときは実費の割が支払額になります。
- 2 浜松市難病患者等介護家族リフレッシュ事業利用申請書（就学支援事業）の記載事項に変更が生じた場合には変更申請書を提出してください。
- 3 対象者に該当しなくなった場合は申し出てください。

第7号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）による訪問看護の利用については、下記の理由により認められませんので通知します。

記

第 8 号様式（第 7・16 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

届出者 住所
氏名
対象者との続柄
電話番号

難病患者等介護家族リフレッシュ事業（在宅支援事業・就学支援事業）
利用停止届

年 月 日付けで利用決定を受けた難病患者等介護家族リフレッシュ事業（在宅支援事業・就学支援事業）について、下記理由により利用の停止を届け出します。

記

- 1 静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱第 10 に規定する特定疾患医療受給者証の交付対象者でなくなった。
- 2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付対象者でなくなった。
- 3 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 に規定する小児慢性特定疾病にかかっていることによる、浜松市小児慢性特定疾病医療受給者証の交付対象者でなくなった。
- 4 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持、若しくは療育手帳 A を所持又は同程度と判断できる診断書等を提出できる重度心身障害児（者）でなくなった。
- 5 対象者が、入院その他の事由により居宅以外の場所で生活、または就学校での実施状況等により、事業の利用が困難になった。
- 6 対象者が、市外に転出または死亡した。

該当番号に を付けてください。